

日野町人権学習推進指針

(改訂版)

**** 一人ひとりが大切にされ 充実した生き方のできる

「人権と福祉のまちづくり」をめざして ****

日野町

令和5年3月

目 次

1. はじめに	
2. 日野町のこれまでの取り組み経過と現状	・・・ 1
(1) 同和問題への取り組みと人権意識の向上	
(2) 人権施策の基本としての「人権と福祉のまちづくり」	
(3) 「人権と福祉のまちづくり」に向けた取り組みの具体化	
3. 人権学習を進めるうえでの基本的な考え方	・・・ 4
4. 人権学習の推進方針	・・・ 5
(1) 学校、幼稚園等における人権学習の推進	
(2) 社会教育における人権学習の推進	
(3) 職場における人権学習の推進	
5. 行政施策の展開と人権学習の取り組み	・・・ 7
6. おわりに	・・・ 7

【別記】

重要課題

1. 健康で文化的な生活	・・・ 1
2. 女性の人権	・・・ 1
3. 子どもの人権	・・・ 2
4. 高齢者の人権	・・・ 3
5. 障がい者の人権	・・・ 3
6. 外国人の人権	・・・ 4
7. さまざまな人権問題	・・・ 4
(1) インターネットと人権	
(2) 患者及び感染症等に係る人権	
(3) 多様な性に関する人権	
(4) 犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人の人権	

1. はじめに

日野町では、平成20(2008)年10月に第3期日野町人権施策推進懇話会に対し、「人権教育のための国連10年日野町行動計画」(平成14(2002)年策定)の達成状況の点検と、日野町における行動計画の今後の方針について諮問をしました。平成21(2009)年10月に答申を受け、その中で、行動計画にかわるものとして、住民の自主的な人権学習を進めるための「日野町人権学習推進指針(案)」の提言をいただき、これに基づき平成22(2010)年3月に本指針を策定しました。

この推進指針において、今日までの日野町の人権に関する取り組みの中で積み重ねてきた成果と憲法に基づく理念を明らかにし、「人権と福祉のまちづくり」をめざして、住民が互いに理解し認識を深め合い、誰もが自ら人権に関し学習する意識をもてるよう、学習環境の整備・充実に努め、施策の推進を図ってきました。

この間、平成23(2011)年に策定した第5次日野町総合計画において、人権学習推進指針に基づく住民の自主的・主体的な人権学習を進め、「人権と福祉のまちづくり」に向けて取り組んできたところです。そして、令和3(2021)年に策定した第6次日野町総合計画でも引き続き「人権と福祉のまちづくり」に向けた取り組みを進めています。

そうした中、社会情勢の変化とともに人権に関する課題の状況も多様化していることから、これまでの取り組みを踏まえ、令和5(2023)年2月に第4期日野町人権施策推進懇話会による調査・審議の報告を受け、3月に「日野町人権学習推進指針」を改訂しました。

今後はこの改訂した指針に基づき、引き続き住民の自主的・主体的な人権学習を進めるとともに、施策の推進及び周知を図ります。

2. 日野町のこれまでの取り組み経過と現状

(1) 同和問題への取り組みと人権意識の向上

昭和30(1955)年の町村合併により、現在の日野町が発足して以降、町ではくらしにかかわるさまざまな分野の住民要求への対応とともに、人権を尊重し、あらゆる差別を許さない取り組みを進めてきました。この間には、住民や住民団体から行政への要望や町議会への請願など、さまざまな意見を集め、認め合う民主的なルールのもとでの取り組みを積み重ねてきました。

こうした中で、同和問題への取り組みは、日野町における人権意識を向上させる役割を果たしてきました。昭和34(1959)年、日野町連合青年会

の議会請願の採択により、県内で先駆けて「日野町同和推進協議会」を事業と教育の合同体として発足しました。昭和35(1960)年には、政府の同和対策10ヶ年モデル地区の指定を受け、劣悪な生活環境の改善をはじめとした先進的な取り組みを開始しました。

昭和40(1965)年、国の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」として、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。昭和44(1969)年には「同和対策事業特別措置法」が施行され、日野町においても行政・教育の体制を整備し、地域と一体となって環境改善、産業就労、教育啓発・自治づくり等の多岐にわたる取り組みを本格化しました。

この中で、学校では学校同和教育の他、町内の教育関係機関の連携による子どもの学力を伸ばす取り組み、社会教育では日野町同和教育推進員、各地区公民館を中心とする地区同和教育推進協議会等が中心になって、全町民の差別をなくすための学習を繰り返すとともに、町内の各職場においても部落差別をなくす取り組みが続けられました。

こうした町民あげでの取り組みの成果と環境改善事業の完了の見通しがたったことから、平成3(1991)年3月に日野町同和推進協議会から「法失効後の同和施策について」の答申がされ、「同和対策事業からの卒業と、一般行政としての福祉対策を充実させ、移行することが重要である」とされました。同年5月には町が「人権に関する町民意識調査」と「豊田地区実態調査」を実施し、生活実態において基本的に日野町全体と比較して格差が是正されていることが確認されました。また、同年11月には地元主催による「環境改善事業完了祭」が実施され、「町民へのアピール」が発表されました。アピールでは、「同和対策事業とは部落差別による格差を早急に是正するために一般対策を補完する目的でつくられた行政上の特別措置であり、格差が是正された段階で速やかに完了・終結すべきである」として、同和対策の環境改善事業の完了を宣言されました。また、「解決しなければならない問題は日野町民が抱える課題と共通してきており、その解決はより豊かな一般対策の中で達成されるもので、これ以上やみくもに特別な同和対策を続けることは区民の自立を妨げ部落問題解決の逆効果をもたらし、町民のみなさんの信頼を裏切ることになる。町民のみなさんを信頼し、同じ町民として、同じ施策の中で苦楽を共にしていく」と決意されました。このアピールは、日野町はもちろんのこと全国的にも大きな反響をよびました。

(2) 人権施策の基本としての「人権と福祉のまちづくり」

アピールでの同和対策の環境改善事業完了宣言を受けて、平成4(1992)

年2月には町の主催による「ふれあい町民集会」を開催しました。この集会では、「同和対策の終結をめざすとともに、人権尊重と福祉の“ふれあい”の町として、日野町が21世紀に向けて飛躍していくことをめざし、全町を挙げて取り組んでいくこと」を宣言しました。

これらの「町民へのアピール」「ふれあい町民集会」を踏まえて、平成3年度末に同和対策の環境改善事業を完了するとともに、平成4年度以降は「同和」を冠した特別対策としての行政をなくしていくことを確認し、平成4年4月には同和対策課を廃止しました。また、日野町同和推進協議会が日野町人権啓発推進連絡協議会に発展改組され、地域の実態にあった自主的・主体的な人権学習が進められることになりました。そして、この協議会と連携協力して、一般対策の充実によってすべての町民がお互いの人権を尊重し合う、自由平等の精神に基づく「人権と福祉、ふれあいのまちづくり」*注 を目標にした取り組みを進めてきました。

平成8(1996)年には、「人権と福祉のまちづくり」の課題とそれを実現する条件、展望を明らかにするための調査を行い、翌年にその結果を報告するなかで、「人権と福祉のまちづくり」について、「日野町に住んでいる住民の誰もが平等に(人権の視点)、人間らしい暮らしを営める最低限の生活条件(福祉の視点)を社会的に整備していくことである」と提起しています。

(3)「人権と福祉のまちづくり」に向けた取り組みの具体化

平成13(2001)年には、第4次日野町総合計画(平成22年目標)において、「人権と福祉、ふれあいの町づくり」*注 をめざすことを明らかにしました。平成14(2002)年には、地域改善対策財政特別措置法の失効に伴い、具体的な人権施策・人権教育の推進のための計画として「人権教育のための国連10年日野町行動計画」を策定しました。

この行動計画では、行政運営を人権尊重と人権教育の視点から推進する指針として女性・子ども・高齢者・障がい者などの重要課題別に問題点を整理し、取り組みを進めてきました。これらの課題の多くに対しては、個別に計画をもって施策の具体化を図ってきました。また、住民の人権に対する理解も、同和問題から発展し、さまざまな人権問題を広くとらえられるようになりました。

平成22(2010)年には、これまでの日野町の人権に関する取り組みの中で積み重ねてきた成果と憲法に基づく理念を明らかにし、引き続き「人権と福祉のまちづくり」をめざして、誰もが自ら人権に関し学習する意識をもつよう、日野町行動計画に変わるものとして、「日野町人権学習推進指針」を策定しました。それに基づき地域での自主的な人権学習(字別懇談会など)を推進しています。

***注**

過去に「人権尊重と福祉の“ふれあい”のまち」や「人権と福祉、ふれあいの町づくり」などの表記がありました。平成 22(2010)年に策定された人権学習推進指針以降は、それらを「人権と福祉のまちづくり」の表記に統一しました。

3. 人権学習を進めるうえでの基本的な考え方

平成 27(2015)年 9 月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、世界中でさまざまな取り組みが進められています。その SDGs のベースにあるのは、「人権尊重」です。

日本では、日本国憲法の第 11 条において、すべての国民に基本的人権を保障しています。また、第 13 条において、すべての国民が自らの権利として幸福を追求する権利があり、法律や国の政治において最大限尊重される必要があるとしています。憲法に規定する基本的人権の保障は、その権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及ぶものであり、国民の日常の自由や人権を守る権利宣言であり、民主主義の出発点であるともいえます。

一方、国民は、第 12 条において、憲法の保障する自由と権利について、たゆまない努力で保持し、濫用することなく、他人の人権を守る（公共の福祉）ために利用する責任を負うとされています。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この憲法の人権に関する基本的な考え方を基に、町民一人ひとりが、自分や他人の人権を大切に、充実した生き方のできる豊かな社会の実現をめざす必要があります。幸福を追求するためには、健康で文化的な生活が保障されなければなりません。これは、すべての人権の基となるものであることから、自他共に努力し、社会制度や文化として創造していく取り組みが重要です。このため、地域に住んでいる誰もが平等に、人間らしい暮らしを営める

生活条件を社会的に整備する「人権と福祉のまちづくり」をめざす必要があります。

「人権と福祉のまちづくり」では、町民一人ひとりがさまざまな機会を通じて自主的・主体的に人権や福祉について学び、明るく住みよい地域社会を築くためのまちづくりに努めることが大切です。具体的には、身近なくらしの場で協力・共同して自分たちのくらしや健康の課題に取り組み相互の関係や活動を発展させるとともに、住民自治の力量を高めていく必要があります。

一方、行政はくらしの基盤や生活環境、福祉、教育、医療などの必要な社会的条件の整備に責任を持ち、町民の一人ひとりをまちづくりの主人公（主権者）として尊重し、地域や個人の取り組みなどを支援し、共に「人権と福祉のまちづくり」に取り組むことが必要です。

以上の基本的な考え方を日野町総合計画に位置づけ、行政と町民相互の民主的な連帯を常に図りながら、各種施策とともに人権学習を推進します。

4. 人権学習の推進方針

憲法では平和主義及び国民主権のもとで、自由に生きる権利（自由権）と人間らしく生きる権利（社会権）とを全面的に保障しています。また、人権の大前提となる平等に取り扱われる権利（平等権）についても定め、法の下での平等にとどまらず、機会の平等を実質的に求めています。

自由権は人間らしく生きるための精神の自由・身体の自由・他者の生存権を害しないもとの経済活動の自由からなります。また、社会権は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）とそのために勤労する権利（労働権）、さらには働く条件を向上させるために勤労者が団結し行動する権利の保障（労働基本権）、人間として個性・能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていく権利（教育を受ける権利）からなります。

このようにさまざまな権利が私たちのくらしの中で保障されていますが、社会が変化する中、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人の人権問題や環境の問題、さらには経済的格差・貧困に起因する問題、かけがえのない命を大切にすることの認識の薄れや自らの命を絶たざるを得ない状況に追い込まれること、近年では性の多様性（性的指向・性自認）、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え、ネット（情報）モラルの欠如した SNS による人権侵害などが課題となっています。これらの重要課題（別記）を認識し、課題を解決するために、憲法に規定されている基本的人権の尊重の観点から課題を正しく理解し認識できるよう、人権や福祉に関する学習に取り組むことが必要です。

(1) 学校、幼稚園等における人権学習の推進

核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化、多様な就労状況、その他さまざまな事情から子どもをとりまく家庭環境が複雑化する中で、子育てを家庭だけで行うのが困難になっている現状があります。また、親の経済力による格差が子どもの生活に影響を与えています。このような家庭環境のもとで子どもの健全な発達と成長を保障するためには、子育てを社会全体で担い、地域のつながりの中で子育て家庭や子どもを支援していくことが求められています。

学校・幼稚園における人権学習は、日野町教育方針に基づき、子どもたちが日常生活の中で互いを信頼し、生命や人権を尊重し合い、心身ともに健全な生き方をしようとする態度と習慣を育てることをめざしていく必要があります。人権学習を進めるにあたっては、各单位 PTA や保護者会、家庭や地域とも連携した取り組みが大切です。また、子どもの発達段階に応じて自ら学び、主体的に考え、自発的に行動できるように進めていく必要があります。

なお、地域における家庭、学校・幼稚園等との連携の要として、日野町子育て・教育相談センターや保健センターの役割を重視していきます。

(2) 社会教育における人権学習の推進

社会教育における人権学習は、持続可能な地域づくりのために共に学び合い町民一人ひとりがくらしの中で憲法を身近に感じ、人権に対する正しい理解と認識を深めていく必要があります。この取り組みを通して自分や他人の存在と尊厳を認め合い、誰もが充実した生き方のできる豊かな社会の実現をめざすことが大切です。

このことは、生きがいや豊かな地域づくりと深く関わり、町民の自発的、自主的な意志に基づいて、より豊かな生き方を追求する学習活動でもあり、生涯学習の大きな柱のひとつであるといえます。

人権学習を進めるにあたっては、「人権と福祉のまちづくり」を推進する町の方針に基づき、公民館などの生涯学習施設を拠点とし、地区人権啓発推進協議会が中心となり、各地区の実情に合った取り組みを進めます。その際、自分のくらしや自分の住む地域にかかわる課題が人権の課題であるという視点を大事にし、「身近な課題」「地域の課題」をテーマにした話し合いや課題解決に努めます。

住民が誰一人取り残されることのない、誰もが幸せにくらすことができる人権尊重の社会をめざします。

(3) 職場における人権学習の推進

事業所には、その社会的責任を自覚し、人権を尊重した中で、業務を行

うことが求められています。人権学習を進めるにあたっては、お互いが人権尊重の視点に立ち、賃金格差・長時間労働などが生じない「明るい職場づくり」を目的として、人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、その推進が図られねばなりません。

男・女や正規・非正規の公平な処遇などの労働関係法等の遵守並びに労働時間等の見直し、育児・介護休業の取得しやすさなどの労働環境の改善により、ワークライフバランスが図られる必要があります。また、「障がい者」や「外国人労働者」などの処遇における人権についても、関心を高める必要があります。

特に、公的サービスに従事する職員は、人権の視点をもって職務を遂行することが強く求められます。さらに、基本的人権の尊重を基本理念とする憲法を尊重し擁護する義務を負う公務員は、多文化共生の視点ももつことが必要です。

このために、地方公共団体の研修実施はもとより、公的サービスを提供する事業所に対しては、人権に対する正しい理解と認識に向けた職場研修等を要請し、実施できるようにしていきます。また、町内の民間事業所に対しても同様に、人権学習の推進を要請するとともに情報提供などの支援に努めていきます。

5. 行政施策の展開と人権学習の取り組み

町は、行政施策の展開にあたって、町民一人ひとりが「人権と福祉のまちづくり」の視点に立って理解を深められるよう推進するとともに、毎年の取り組みを人権学習推進の視点で検証・評価することとします。

6. おわりに

人間らしく生きる権利である基本的人権は、人類の永年にわたる自由獲得の努力の成果です。人権は社会の進歩とともに発展するものであり、そのためには、人権をより豊かなものとするための不断の努力が求められます。

個人が尊重され、一人ひとりが輝く社会を実現するため、町民一人ひとりが日々のくらしと学習を通じて人権に対する正しい理解と認識をするとともに、年齢や障がいの有無などのさまざまな違いを乗り越えて、地域の人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求めていける社会を築いていけるよう、「人権と福祉のまちづくり」を進めていきます。

重要課題

1. 健康で文化的な生活

この世に生まれたすべての人には、人として幸せに生きていく権利があります。一人ひとりの人権が尊重されるためには、社会的な取り組みはもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめなおす必要があります。

この20数年の間に、非正規労働者が就業人口の4割近くを占めてきたことや高齢化の進行等により、平均年収の下落が続き、相対的貧困率^{*1}は15%前後で、OECD^{*2}38か国の中でも下位グループに位置している状況にあります。

我が国には、生活するために必要な収入を得ることが困難な状況であっても、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護制度が設けられています。しかし、制度を利用できる場合であっても利用しないことを選択される人も多いことから、生活保護制度について周知するとともに、正しく理解されるよう努める必要があります。一方で、生活保護制度の対象外の生活困窮者もおられることから、生活に困窮する人を見逃さないための相談支援体制を充実するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる権利があることについて、全ての人に学習する機会を提供する必要があります。

行政が対策を講じるのはもちろんですが、日野町のすべての住民が幸福を追求でき、健康で文化的な生活ができるよう、住民自らが地域の課題を正確に把握し、社会の実態を知ることが重要です。そして、くらしの向上、住みよい地域（共生）社会のために何が必要かを、学習会や話し合いを通じて学び共有していく必要があります。

^{*1} 相対的貧困率は、その国の生活水準と比べて、貧しい生活をしている人の全体に占める割合です。

^{*2} OECD(経済協力開発機構)は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長と貿易自由化及び途上国支援に貢献することを目的として、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め38か国が加盟する国際機構です。

2. 女性の人権

昭和60(1985)年に男女雇用機会均等法が成立したものの、女性労働者の多くが非正規労働者で、正規労働者は微増にとどまっています。また、平成27(2015)年に女性活躍推進法が成立しましたが、正規・非正規を問わず女性労働者と男性労働者との賃金格差は大きく、令和3(2021)年の給与所得者の女性の平均給与額は、男性の約55%と低い状況にあります。こうした格差を解消するためには、性別による固定的役割分担意識をなくし、男女とも

に就労と家事・育児・介護等の家族的責任を両立しながら安定、継続して働ける環境になることが必要です。そのため、労働時間や育児・介護休業等の労働環境の改善など、ワークライフバランスを積極的に推進する取り組みが必要です。

また、配偶者やパートナー間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪・売買春・性的いやがらせ（セクシュアルハラスメント）などの人権を著しく侵害する出来事も起こっています。これらの暴力等の被害者に対する適切な保護施設や救済制度の整備とともに、性の商品化を許さない社会の形成をはじめ、男女が対等なパートナーとして認め合い共同する意識の向上が求められています。

このような情勢を踏まえ、日野町男女共同参画行動計画に沿って、男女共同参画社会の早期実現に向けて取り組みを進めていく必要があります。

なお、世界各国の男女格差の状況をわかりやすく数値化した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146か国の内116位（2022年）と低位にあり、特に経済（女性管理職の少なさと収入格差）と政治（女性議員の少なさ等）分野が低位となっています。そうしたギャップを解消するためには、女性が安心して能力を発揮し、活躍できる仕組みや環境を、社会全体で整えていく必要があります。

3. 子どもの人権

少子化・核家族化、格差貧困問題などの中で、子育ての不安や負担、孤立感を感じている保護者が増え、働く保護者が育児と仕事の両立に悩みを抱えています。一方、子どもは他人に対する思いやりやいたわりといった人権意識を高めることが求められています。また、若い世代は将来に自信を持ち、安心して子どもを生み育てることが困難な状況にあります。

家庭では、親から子へと子育ての継承が減少する一方で、子育てのマニュアル化や情報過多の現象に見られるように、昔に比べて子育ての不安が大きくなり、家庭における教育力や子育て力が低下してきています。また、子どもへの虐待や育児放棄の問題も発生しており、早期に親や子の育ちの環境や特性を確認するとともに、適切な伴走型支援が求められています。次代を担う子どもを育てることは個人や家庭だけで抱えるのではなく、地域社会全体で取り組み、子どもの人権を守ることが大切です。また、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の世話や家事を行うヤングケアラーの現状を理解するとともに、悩みを相談し支援を受けられる仕組みをつくることが重要となっています。地域のつながりの中で、子育てで困っている人や人権侵害を受けている子どもを早期に発見し支援ができるよう、地域力を引き出していくことも課題です。

学校では、自己肯定感の低下による不登校や問題行動、集団不適応もあり

「自他の人権を大切にすることを育てる」意識づくりに取り組むことが必要になっています。滋賀県における不登校の子どもの在籍率は、全国より高く、日野町においても同様です。このことについては、「日野町子育て・教育相談センター」などを通じた早期からの適切な支援を進めています。なお、これらの課題への対応にあたっては、子どもには「安心して自信を持って自由に生きる権利」があり、子どもを保護の対象から権利の主体として尊重していくことを認識する必要があります、学習できる機会を確保する必要があります。

4. 高齢者の人権

日野町では、令和5(2023)年に高齢者(65歳以上の人)の割合が30%を超えると予測されていましたが、すでに令和3(2021)年度末に31%となっています。高齢者が社会の重要な構成員として、長年にわたり培ってきた知識、技能、経験等が評価され、能力に応じた役割が果たせ、高齢者の生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、町民の認識を深めていく必要があります。また、加齢に伴い判断力や身体機能が低下し介護が必要になっても、尊厳が守られ、家庭や地域の一員として生きがいを持って、主体的に生きていくことができるよう町民の意識の向上を図る必要があります。

このためには、高齢者の生きがいや勤労意欲を高める施策の展開とともに、介護を家族だけでなく地域でお互いに支え合い、助け合うまちづくりをめざすことや、高齢者に対する虐待などの人権侵害の防止対策や財産管理などの権利擁護事業の推進、利用者本位の介護サービスの充実が必要になっています。

5. 障がい者の人権

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分による障がい者の全体的状況は、人口の高齢化の影響から、身体障がいのうち高齢者の占める割合が年々増加しており、障がいの程度は重度化、重複化していく傾向にあります。また、従来では障がい者と認識されていなかった発達障がい者への新たな支援の取り組みが始まっています。

障がい者をとりまく社会環境に、物理的、心理的、制度的な課題が数多くある中で、当事者や家族、その他福祉関係者によるさまざまな取り組みの成果として、障がいのある人もない人も共にくらす社会をめざして、自立や社会参加への積極的な動きが見られ、地域で当たり前に生きようとする姿があります。このための障がい者への生活及び就労の支援については、ノーマライゼーションの保障を基本とし、福祉サービス提供者と利用される障がい者当事者との対等な関係により、主体的に選択・契約ができるようにするための苦情相談や利用援助などの権利擁護体制の整備が求められています。また、全国では障がい者に対する企業や施設等での暴行、財産侵害なども見受けら

れ、これらへの対応も必要です。

一方、住民意識としては、自立や社会参加に対して総論的には賛同しながらも、誤解や無理解が障がい者の社会参加を妨げる要因になっている例も少なくありません。あらゆる分野での「完全参加と平等」を求め、障がいの有無に関わらず共にくらす地域社会の形成を実現し、障がい者自身の主体性を尊重しながら取り組む必要があります。

6. 外国人の人権

日野町の外国人人口は、令和4(2022)年12月末現在817人で、総人口に占める割合は3.9%と国や県の比率よりも高くなっています。その多くは永住者または定住者という在留資格を持つ人たちであり、近年になり、技能実習や技術・人文・国際業務等、若年で来日する人や家族と共にくらす人も増えています。

しかし、日本語の理解や地域でのコミュニケーションの難しさなどから、十分に情報が届かず不利益が生じていることもあり、多言語での情報提供や日本語学習機会の提供は大きな課題となっています。

今後も、共に地域社会を支えるパートナーとして、日野町で暮らし、働き、学ぶ外国人住民は増えていくことが予想されます。国籍や民族、文化や習慣、言葉の違いを認め合い、人権と個性を尊重しながら、日本人も外国人も多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域づくりが求められています。

7. さまざまな人権問題

社会の発展に伴いさまざまな人権問題が生じています。人権に対する視野を広くし、感覚を高めることが大切です。

(1) インターネットと人権

高度情報化の進展の中で、インターネットの利用により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、事業所をはじめ家庭・個人・子どもまで、私たちの生活は便利になりました。

しかし、個人情報や本人の知らない間に収集・利用されるなどのプライバシーの侵害や匿名での情報提供が可能なこと、特定の個人への誹謗中傷や、個人情報が流出するなどの人権侵害が発生しています。また、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから、犯罪に巻き込まれる事件やSNS等のグループから外されたことなどによるトラブルも発生しています。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するために、インターネットの利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、教育・啓発する必要があります。

(2) 患者及び感染症等に係る人権

ハンセン病の患者や HIV 感染者などは、過去の誤った隔離政策や病気への誤った情報・偏見によって他者とのかかわりを絶たれ、人としての尊厳を傷つけられている状況があります。命や人としての尊厳の大切さを身近に感じ、病気への正しい理解と支援が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症では、不安や恐怖心、正しい知識の不足等により、感染者や医療従事者及びその家族等に対する心ない言動、誹謗中傷が起こり、自殺者や失業者もでるなど、人権に関わる大きな問題が発生しました。

今後、新たな感染症が発生したとしても、このようなことがないように、生命や人権を尊重し合い、町民一人ひとりが、自分や他人の人権を大切にすることを、正しく理解し認識できるよう学習に取り組む必要があります。

そして、自分の命を守るための医療等を、自らの選択で差別なく受けられるように、行政及び医療関係者は、医療提供体制を充実・強化する必要があります。

(3) 多様な性に関する人権

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない性同一性障害や同性愛者、両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な人などは、不当な扱いや偏見・差別により苦しんでおられる現状があります。

こうした人々に対する社会の関心と正しい理解・認識を、深める必要があります。

(4) 犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人の人権

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害を受けるだけでなく、被害後も周囲からの無責任なうわさによるストレスや経済負担などさまざまな二次被害に苦しめられています。地域での平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、関係機関と連携して地域全体が思いやりをもって見守り、支えていくことが大切です。

一方、刑を終えて出所した人に対しては本人に更生意欲があっても、本人やその家族に対する偏見や差別が根強く、就職や住居の確保などをはじめ社会復帰が困難な状況があります。出所者も地域社会の一員として、周囲の人々と一緒に生活していけるよう偏見や差別をなくしていくことが大切です。